

リゾート法と地域社会

岡田 一郎*

Law on Development of Comprehensive Resort Areas and Its Effect on Local Communities

Ichiro OKADA

1. はじめに

総合保養地域整備法（通称：リゾート法。本稿では、以下、通称を用いる）は1987年に制定された。この法律の施行理由の第一は、国民の生活水準の向上に伴う「自由時間の増大や創造的余暇活動への志向の高まり等を背景とした国民のリゾートニーズへの対応」⁽¹⁾とされている。そして、施行理由の第二に挙げられたのが、「余暇関連産業等の第三次産業を核とした新たな地域振興策を展開していく必要性が高まっていること」⁽²⁾であった。

この施行理由には、東京一極集中に対する地方の反発をおさえるという、政府の意図が隠されている。

当時の中曽根康弘内閣は第四次全国総合開発計画（四全総）の策定に着手していたが、中曽根首相は東京を国際金融情報都市とするべく重点的に開発するという、中央志向的な国土計画を模索していた。しかし、人口・産業の地方分散や環境保護に重点が置かれていた第三次全国総合開発計画（三全総、1977年策定）からの大幅な方針転換は与党・自由民主党（自民党）の支持基盤である農村部の激しい反発をかった。そのため、中曽根内閣はこうした地方の不満を抑えるために、大都市圏以外の地方の地域経済を振興するための何らかの方策を打ち出す必要があったのである。

だが、高度経済成長がひと段落していた上に、政府が財政難に苦しんでいた当時、国が新たな工業や大規模な公共事業を地方に誘致するのは困難であった。そのため、地方振興策の手段として中曽根内閣はリゾート産業・観光産業に目をつけ、リゾート法を制定したのである。

そのような政府の意図にもかかわらず、リゾート法にもとづいて実施されたリゾート地域開発のほとんどは成果をあげることなく破綻し、地域社会に大きな傷跡を残した。それゆえ、後にリゾート法はマスコミなどによって「歴史的失政」⁽³⁾などと厳しく批判されることとなる。自民党と共にリゾート法に賛成した日本社会党（社会党）の伊藤茂（リゾート法制定時、政策審議会会長）は「良い法律を

* Ichiro OKADA 共通領域部（Department of General Studies）非常勤講師

つくってくれた、という文章にお目にかかった記憶がない」⁽⁴⁾とまで語っている。

しかし、リゾート法が目指した、「公共事業に頼らず、リゾート産業・観光産業によって大都市圏以外の地方を振興する」という目標は方向性としては間違っていなかったように思われる。特に日本の財政再建のために不要な公共事業の削減が求められている今日、リゾート産業・観光産業によって地方を振興するという発想は、かなり魅力的なものに映る。

リゾート法の目標自体が誤りだったのだろうか、それともリゾート法は運用を間違えただけで、目標自体は今日でも有効性を持つのであろうか。本稿の目的はその点を明らかにし、もし、リゾート法の目標が今日でも有効性を持つならば、地方の振興策としてどのようなリゾート産業・観光産業が妥当かを検証することにある。⁽⁵⁾

2. リゾート法の制定と問題点

リゾート法案は1987年3月25日、第108回国会に提出され、5月14日にまず参議院建設委員会で審議された。審議において、野党議員からは、「国民がリゾート休暇を楽しむ前提となる労働時間の短縮についてどう考えているか」「リゾート地域開発が環境破壊につながらないか」「地域振興策としてどのような方策を考えているのか」といった疑問が政府に寄せられた。⁽⁶⁾しかし、野党議員の追及はそれほど厳しいものとはならず、審議はわずか1日で終了した。野党のうち日本共産党（共産党）は、環境破壊・地価上昇・地方財政の悪化を招くとしてリゾート法案に反対したが、社会党をはじめ他の野党は賛成に回った。リゾート法案が賛成多数で可決された後、①余暇時間増大のための施策を積極的におこなうこと、②関係諸機関の緊密な連絡体制を確立すること、③地元の実情をふまえた対処をおこない、地元自治体の自主性を尊重すること、④土地利用の適正化に努め、地価対策に万全を期すこと、⑤自然環境の保全に十分配慮し、生活環境対策に努めること、⑥適正な料金で利用できるよう配慮すること、といった6つの内容からなる附帯決議が全会一致で採択され、労働時間の短縮や環境保護といった野党議員の要求が一応盛り込まれる形となった。⁽⁷⁾その後、5月20日に参議院本会議でもリゾート法案は可決され、衆議院に送られた。5月22日の衆議院建設委員会でも参議院とほぼ同様の審議がおこなわれ、法案可決後、「地方公共団体の負担の軽減を図るよう努めること」を新たに盛り込んだ附帯決議が全会一致で採択された。⁽⁸⁾同日、衆議院本会議でもリゾート法案は可決され、6月9日に交付施行された。

このようにリゾート法案がスピード採択された背景には、当時、中曽根内閣が提出していた売上税法案に野党の関心が集中しており、他の法案の審議がおおざりになっていたことがあげられる。また、国会会期中に統一地方選挙が実施されたこともあり、国会論戦は概して低調であった。こうして、リゾート法案は国会でそれほど注目を集めることもなく、あっさり成立したのである。

しかし、リゾート法案に対する野党議員の懸念はやがて現実のものとなった。たとえば、リゾート促進の前提となる労働時間の短縮はその後ほとんど進まなかった。1992年の労働基準法改正で最低10日から勤続年数に応じて20日までの年次有給休暇が保証されたものの、リゾート法制定から10年経っても、実際に労働者が取得する年次有給休暇は平均9日に過ぎなかった。⁽⁹⁾長期の年次有給休暇の保証が欧米のリゾート地域開発を促したという歴史的事実を考えれば⁽¹⁰⁾、年次有給休暇制度の不徹

底がその後のリゾート政策の失敗の一因になったことは想像に難くない。また、後述するように、野党議員が懸念した環境破壊もリゾート開発地域で多発し、リゾート法に対する国民の不信を高めることとなった。

また、国会審議ではほとんど問題にならなかったが、リゾート法が「国民」のリゾートニーズに対応することを想定し、海外からの観光客を想定していなかったこともまた、リゾート法の大きな欠陥であった。他の先進諸国と比べて有給休暇が少なく、長期の旅行に行く習慣もない日本ではリゾートに対する需要は限られており、海外からの旅行者を想定しなければ、需要が拡大する余地はなかったからである。⁽¹¹⁾

そして、リゾート法の特徴の中で最も大きな問題点は、「民間活力の活用」の名の下に開発の主体が第三セクターを含む民間事業者と定められたことであった。リゾート法では、リゾート地域として整備を促進すべき地域の指定を希望する都道府県知事は、主務大臣が策定する基本方針に基づいて基本構想を主務大臣に提出し、承認を受けることと定められている。だが、その基本構想は「個々の民間事業者のリゾート整備に関する構想や計画を踏まえて作成されるべきもの」⁽¹²⁾とされたため、リゾート法の適用を希望する地方自治体は、パートナーとなるべき民間事業者を見つけ出す必要があった。一方、民間事業者のリゾート地域開発を促進するため、民間事業者に対しては、税制・資金面で様々な優遇措置がとられた。また、国有林野や港湾の開発に関する規制も特別に緩和された。

やがて、バブル景気の過熱によって金余りの現象が生じると、それまでリゾート地域開発に縁のなかった企業までもが、格好の資本の投資先として、リゾート地域開発に乗り出すようになった。そのような企業のリゾート地域開発責任者の中には「大学時代にヨット部に所属していた」という理由だけで選ばれた人物も存在したという。⁽¹³⁾それほど企業のリゾートに対する認識は低かったのである。そのため、リゾート法が適用された地域では、長期的な視野にたって、地域社会に合ったリゾートを開発するのではなく、手っ取り早く投資した資金が回収できる事業が優先された。ゴルフ場開発、別荘やリゾートマンションの分譲は初期投資が回収しやすい事業なため、多くのリゾート開発地域でおこなわれた。また、別荘やリゾートマンションの付加価値を高める遊歩道やテニスコートの建設も数多くの地域でおこなわれた。⁽¹⁴⁾こうして、リゾート開発地域に建設される施設はどれも似たりよったりとなり、「金太郎飴」と揶揄された。

リゾート地域の特定施設の中でも、ゴルフ場はもっとも多く建設された施設である。当時、ゴルフ場の会員権は、ゴルフ場の建設に先立って販売することが認められていた上に、投機の対象として高値で取引されていたことから、初期投資の回収にうってつけであった。しかし、ゴルフ場の建設ラッシュはリゾート法に対する反対運動を全国で引き起こす原因となった。

3. 高まる反対運動

リゾート法施行後、都道府県知事からのリゾート構想提出が相次ぎ、1989年12月には国土面積の19.2%にあたる725万ヘクタールがリゾート構想区域となった。⁽¹⁵⁾このように地方自治体が発展構想に狂奔する中、環境保護の観点からリゾート法に対する異議申し立てが起こされるようになる。1989年11月、北海道広島町でゴルフ場が使用する農薬が流出し、養殖魚9万尾が死滅するという事件

が発生した。この事件をきっかけに全国でゴルフ場反対運動が展開されるようになる。そして、ゴルフ場建設を推進するリゾート法に対しても国民の批判が寄せられるようになった。1991年11月には日本弁護士連合会が環境保護の観点からリゾート法の廃止を求める決議をおこなっている。

この動きに環境保護団体を重要な支持基盤とする社会党が敏感に反応した。社会党は1991年の統一地方選挙の公約に「リゾート法の全面見直し」を掲げ¹⁰⁶、1991年3月には、第120回国会にリゾート法改正案を提出した。この改正案には、①特定施設からのゴルフ場の排除、②主務大臣への環境庁長官の追加、③自然公園法等による開発規制区域でのリゾート開発の排除、④環境アセスメントの義務付け、⑤農地・国有林での乱開発の規制などが盛り込まれていた。¹⁰⁷この法案は1度も審議されることなく、1993年6月の解散で廃案となったが、社会党がリゾート法改正に動いたことは、ようやくリゾート法の問題点が政治家にも認識されるようになったことを意味していた。

リゾート法に対する反発の動きは、リゾート法にもとづかないものも含めたリゾート地域開発全般への反対運動へと発展していった。さらに環境破壊以外のリゾート地域開発の問題点にも目が向けられるようになった。例えば、新潟県湯沢町では、リゾート法制定以前から開発業者がおこなっていた、東京からやって来るスキー客のためのリゾートマンションの建設が問題視されるようになった。湯沢町の世帯数をはるかに超えるリゾートマンションが急に建設されたことでリゾートマンション利用者の生活環境整備などのための町の負担は町民の重荷となり、さらにリゾート客の殺到に伴う犯罪率の増加といった問題が発生していたからである。¹⁰⁸沖縄県でもリゾートマンションの建設ラッシュが起こり、リゾートマンションが増えたことで自治体に入ってくる固定資産税も増えたが、財政が豊かになったことを理由に、増えた税収の7割にあたる地方交付税が削減され、残り3割もリゾートマンション利用者の生活環境整備に使われて、地元自治体にはほとんどメリットがないという実態が指摘されるようになった。¹⁰⁹

リゾート法に対する批判が高まっていた頃、景気の過熱を恐れた政府・日本銀行が公定歩合と預金準備率を引き上げたため、株式・不動産の信用取引が収縮し、地価・株価の急激な下落が1990年初頭から始まった。いわゆるバブル経済の崩壊である。地価の急激な下落はリゾート地域の資産価値を急減させた。さらに景気の後退によって、国民のリゾートに対する関心も低下し、リゾート利用客も急減した。高値で取引されていたゴルフ場の会員権の価値もバブル崩壊に伴って下がり始め、さらに1992年にはゴルフ場の建設に先立って会員権を販売することが法律で原則的に禁止されたため、リゾート地域開発のための初期投資をゴルフ場建設前の会員権の販売で回収することは不可能となった。1993年3月からは国際決済銀行の「自己資本比率」規準による規制（BIS規制）が実施され、リスクを考慮した資産に対する自己資本の比率を国内取引金融機関は4%以上、国際取引金融機関は8%以上にすることが求められた。日本の金融機関は自己資本比率を上げるために、民間貸し出しを収縮させたから、リゾート開発業者の多くが資金の調達に窮し、破綻した。

このような経済状況の変化によって、リゾート地域開発に乗り出した多くの第三セクターが経営破綻すると、リゾート法は税金の無駄づかいを促進する法律としてマスコミから厳しく批判されるようになった。

批判の高まりに応える形で、リゾート法の所管官庁の一つである国土庁（現・国土交通省）は1993年2月、「今後のリゾート整備のあり方について」という報告書を発表した。その中で、「関係者の

リゾートに対する理念や知識が不十分な上に、リゾート整備のためのノウハウや人材も不足し、そのため短期的な事業の成果ばかりが重視された」と、これまでのリゾート政策の失敗を認めた。しかし、国土庁の報告書はリゾート法の廃止を提言せず、①家族そろって一週間程度滞在できるリゾート、②地域づくりに資するリゾート、③自然環境の保全と豊かな国土の創出を政策理念に、必要に応じた環境影響への調査・検討、農山漁村の活性化に資する田園リゾート等の整備などを新たに提唱した。²⁰バブル期の大型リゾート地域開発が次々と破綻する中、各地域の身の丈に合ったリゾートの開発へと政府は方針を転換したのである。

しかし、政府の方針転換後も、地域の身の丈にあったリゾートがリゾート法適用地域で育つことはなかった。一方、日本経済の後退はその後とも止まらず、バブル期に企画された大型リゾート開発の破綻が相次いだ。例えば、2001年、フェニックスリゾート社が経営破綻した。この会社は、リゾート法適用第1号だった宮崎・日南海岸リゾート構想を象徴する施設である「シーガイア」を運営する第三セクターである。負債総額は3260億円にのぼり、この会社に出資していた宮崎県は打撃を被ることとなった。その上、宮崎県は、この会社の経営を維持するために、県下の自治体からも資金を集めていたため、打撃は県全体に広がった。²¹2006年には北海道夕張市が地方財政再建促進特別措置法の適用を申請して、事実上破綻した。破綻の原因は、石炭産業の衰退後、石炭に代わる産業を求めていた夕張市がリゾート開発ブームに乗って、次々と観光施設を建設していったことにあった。

こうした大規模なリゾート開発の失敗の実例が表面化するたびに、第三セクターによるリゾート地域開発が税金の無駄遣いとしてくり返しマスコミに叩かれ、リゾート法は諸悪の根源として批難された。（ちなみに夕張市のリゾート開発はリゾート法の適用を受けていない）しかし、リゾート法はなぜ失敗したのか、どのようなリゾート開発を今後、進めていけばいいのか、といった視点からの建設的な意見がマスコミから提示されたことはほとんどなかった。²²

次章では、これまで見てきたリゾート法の失敗の歴史を踏まえ、上記の問題について考察する。

4. リゾートのあるべき姿とは

リゾート法が制定されてから約1年後、長崎県労評オルグの山下弘文は、日本労働組合総評議会の機関誌にリゾート法を批判する文章を寄せている。山下は、「欧米型のリゾート開発を目指すならば、実質賃金の大幅なアップ・労働時間の短縮が必要である」「民間活力の活用によるリゾート開発は公共性と利潤追求事業という相反した目的を達成しようとすることに他ならず、実現は困難である」「リゾート開発は仮に成功しても地場中小企業の経営を圧迫し、個々の地元住民に利益が還元されない可能性が高い」といったリゾート法の問題点を指摘している。²³後にリゾート法の問題点としてマスコミ等が批判した点を山下は、早い段階で指摘していたのである。

経済学者の宮本憲一も、地域経済の研究者という立場からリゾート法を早い時期から批判していた。宮本は地場の資本と自治体が協力しておこなう地域開発を内発的発展、外部の資本に依存しておこなう開発を外來型開発と呼び、外來型開発には長い目で見ると成功した例はほとんどないと指摘した。そして、外來型開発を想定しているリゾート法を厳しく批判した。²⁴

山下・宮本共に外部資本に依存したリゾート開発を批判しているが、それでは、どのようなリゾー

ト開発が望ましい開発と彼らは考えていたのだろうか。山下は、その例として、彼自身も携わっているという長崎県小値賀町の野崎島での村おこし事業を挙げている。野崎島は野生の鹿の生息地として知られており、その特徴を失わないようにするため、開発をおこなわず、自然環境をそのまま残し、廃校となった小中学校の校舎を利用して自然学塾をつくり、誰でも野生の鹿に触れ合う環境をつくるというのが野崎島の村おこし事業であった。²⁵⁵一方、宮本は大分県の湯布院町（現・由布市）を望ましい例として挙げている。²⁵⁶旧湯布院町は現在でも400万人近い観光客が訪れる日本有数の観光スポットであるが、その人気の源は温泉と地元住民によって守られてきた昔ながらの景観にある。1970年代、湯布院町ではゴルフ場建設計画に反対するため、住民運動が組織され、1972年には全国に先駆けて自然保護条例が制定された。その後も住民は外部資本による大規模開発計画を退け続けた。²⁵⁷また、同じ頃、街灯組合が中心となり、住民の話し合いで街のデザインを統一する動きが湯布院町の一部で起こった。²⁵⁸

このように、住民意識が高い地域で、地元住民が自分たちの地域にもとからあったものを大事に保存する動きを進めた結果、それが外部の人たちにも評価され、観光スポットとなったという例に山下・宮本は望ましいリゾート開発の姿を見たのである。山下・宮本だけでなく、総合地域研究所の猪爪範子も、農山漁村の観光地化の成否の鍵は「時代や国策の延長でそのつど立ち上げたものではなく、自前の発想と取組みのストーリーにときどきのチャンスを織り込んだ、地域物語とでもいふべき内発性に富んだ流れを読みとることができるかどうかである」²⁵⁹と述べている。

このような例は農山漁村だけにとどまらず、都市部でも同じような例を発見することが出来る。利根川の水運で栄えた時代の街並みを保存することによって観光地化に成功した千葉県佐原市（現・香取市）や、小樽運河や石造倉庫群の保存運動の成功が観光地化につながった北海道小樽市などがその例である。

リゾート法は、前述したように国自らが開発に乗り出さず、都道府県に開発構想を提案させ、それに対して国が許可を出すという、一見、地域主導に見えるリゾート開発構想を想定していた。しかし、開発の主体を民間事業者または第三セクターとしたため、各都道府県は東京などの外部の大企業とのみ開発計画について話し合い、地元住民や地場産業の経営者の意思を反映させようとはしなかった。そのため、地域の実情を無視した、他のリゾートとほとんど差異が存在しない開発が横行し、利用者に早い段階で飽きられ、利用者を減らしてしまうリゾート施設が後を絶たなかったのである。また、都道府県から住民の意思を無視した開発計画を押し付けられた地域ではリゾート開発に対する反対運動が活発化し、ゴルフ場反対運動などが全国で展開された。

一方、リゾート法制定以前から住民主導による観光地化を目指していた地域にとっては、リゾート法やそれに刺激されたリゾート開発ブームは、住民が大事に守り続けてきた地域ブランドやイメージを破壊しようとするものに他ならなかった。湯布院町でもリゾート法制定後、リゾートマンションが進出したが、地元住民には、このようなリゾートマンションの進出は湯布院が守り続けてきた景観を壊すものとしか見なされず、町役場に開発業者に許可を出さないよう呼びかける運動が地元住民によって展開された²⁶⁰。1991年にはリゾート開発業者から町の景観を守るために「潤いのある町づくり条例」が制定されている。

リゾート (resort) のそもそもの意味は、「くり返し、いきたい場所」というものである。訪れた

人にその土地の良い雰囲気を味わってもらうことで、人びとを日常生活のストレスから解放させ、「もう一度ここに来たい」と思わせるのがリゾートである。⁹¹本章で挙げた地域が観光地として成功したのは、住民が自分たちの住む地域に誇りを持ち、他の地域にはない自分たちの地域だけの特徴を見つけ出し、訪れた人びとに「もう一度ここに来たい」と思わせるための努力を積み重ねたからである。まさに本章で挙げた地域こそ本来の意味での「リゾート」である。

もしも、リゾート法が、リゾート開発振興のための法律だというならば、本章で挙げたような地域開発を推進するものでなければならなかったはずである。すなわち、まず地域住民に自分たちが住んでいる地域にはどのような特性があり、それがどのような価値を持つのかを認識させ、そのうえで地域の特性を生かすような開発プランを住民から提示させ、国・地方自治体はそれを支援するという内容であるべきだったのである。

5. おわりに

これまでリゾート法について、様々な問題点がマスコミ等から指摘されながら、具体的に法のどの部分がどのような問題を抱え、そこからどのような教訓を引き出すのかといった観点からはほとんど議論がおこなわれてこなかったと言って良い。共産党を除く制定当時の野党もマスコミもリゾート法制定時には法の内容すらも十分理解しておらず、様々な問題が噴出するたびに、後追的に問題点を指摘し、批判するだけであった。そして、リゾート法が目指した観光による地域振興をどのように実現するのかといった問題には野党もマスコミも真摯に向き合っていないように思われる。そこで、本稿ではこれまで、リゾート法の失敗がどのような示唆を今日の我々に投げかけてくれるのかという問題を考察した。

結論を先に言えば、それは、住民の自発的な取り組みを前提にしない振興策は成功しないということである。これまでの地域振興策は、リゾート地域開発にしてもダムや道路などの公共事業にしても、地域住民の意思や創意工夫がほとんど生かされず、国策を黙って受け入れることを住民に求めてきた。しかし、国や外部資本に依存する開発は、結局のところ、外部資本をもうけさせるだけで、地元には利益が還元されない。リゾート法制定前後に企画されたリゾート地域開発はバブル崩壊の影響もあり、そのほとんどが失敗に終わったが、仮にうまくいったとしても、地域住民や地元の事業者に利益がいきわたることはほとんどなかったであろう。リゾート施設の利用者を対象にした民宿などの事業を地元の人びとが始めても、外部資本が建設するホテルなどの競争に敗れることが多いからである。また、リゾート施設で働く従業員は、既にそういった施設で働くための技能を身に付けた人びとが外部から連れて来られることが多く、リゾート施設の建設によって地元の雇用が増えることはほとんどない。⁹²観光に限らず、国による地域振興策は、今後、国が考えたことを全国一律に地方に押し付けるのではなく、地域に合った振興策を地域住民の頭で考えてもらい、そのために必要な助成や支援のみを国がおこなうという形にしていく必要があるのではないだろうか。

一方、地域住民もまた安易に自分たちを過疎から救済してくれるであろう国策をただこいねがうだけでなく、地域の衰退は自分たちで解決しようという意思を持つ必要がある。特に観光による地域振興を狙う場合は、なおさらである。湯布院にしても佐原や小樽にしても、今日の観光地としての繁栄

を築く以前に、住民による自発的な取り組みの積み重ねが存在した。住民が愛着を持たず、自分たちの力で住んでいる土地を良くしようという気持ちもない地域に好き好んでやって来る観光客はいないのである。

もちろん、地域住民の自助努力にも限界はある。地域社会がどんなに努力しても、人びとが旅行をしようとしなければ意味はない。年次有給休暇制度を充実化させたり、非正規労働者の待遇改善をしたりして、誰もが安心して仕事を休み、旅行をおこなうことが出来るようにするための制度的な改革を政府はおこなう必要があるだろう。また、日本国民だけでなく、海外からの旅行者にも日本の様々な地域をアピールするというのも政府の役割かもしれない。

現在、鳩山由紀夫政権は従来の公共事業の見直しをおこない、削減した公共事業費を教育・福祉に振り向ける作業をおこなっている。国が地方に画一的に公共事業を押し付け、予算をばらまく従来の地域振興のやり方から、本稿が提案するような地域住民が主体的に振興策を考え、国がそれを支援する形へと変化させるならば、国は少ない予算で住民がいきいきと活動する、魅力ある地域社会を数多く育成することが出来、大幅な公共事業費削減も可能となるであろう。そして、地方の地域社会がその個性を生かした魅力をそれぞれ発揮するようになれば、都市住民は地方の地域社会が放つ魅力にひかれ、何度となく足を運ぶようになるに違いない。そうなるためにも、地域住民の意思を無視して、外部資本による開発を前提とする現在のリゾート法を全面的に改正し、住民の意思や創意工夫を反映した、新たなリゾート法を制定するべきではないだろうか。

注

- (1) 室谷正裕「リゾート法の制定 総合保養地域整備法（六二・六・九公布 法律第七一号）」『時の法令』1326号（1988年3月30日）、5頁。
- (2) 同上、8頁。
- (3) 『エコノミスト』70巻3号（1992年1月21日）は「歴史的失政としてのリゾート法」を特集している。
- (4) 伊藤茂「リゾート法の功罪 基本から、考えなおし、やりなおし」『月刊自治研』36巻6号（1994年6月）、18頁。
- (5) リゾート法に関する研究としては、ジャーナリスト的な視点から当時のリゾート開発を批判した佐藤誠『リゾート列島』岩波新書、1990年・リゾート法の制定過程とその後の運用状況を考察した梅川智也・原重一「総合保養地域整備法（リゾート法）の成立とその後の展開―法施行10年を振り返って」『都市計画論文集』32号（1997年）・主に法律学的な視点からリゾート法を考察した前田繁一ほか『総合保養地域整備法の研究』晃洋書房、1999年・リゾート法をめぐる言説について分析した小谷拓也・十代田朗「総合保養地域整備法（リゾート法）制定以降のわが国におけるリゾートに関する言説の変遷」『都市計画論文集』37号（2002年）がある。しかし、地域振興の観点からリゾート法を捉えた研究は前田らの共同研究に一部見られるものの、これまでほとんど存在しなかったと言って良い。
- (6) 制定当時のリゾート法の所管官庁は国土庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省・自治省であり、労働時間短縮を担当する労働省や環境保護を担当する環境庁は所管官庁に含まれていなかった。現在では省庁再編の影響で、総務省・農林水産省・経済産業省・国土交通省が所管官庁となっているが、未だに労働省の後身である厚生労働省や環境庁の後身である環境省は所管官庁に含まれていない。
- (7) 参議院建設委員会の審議については、第108回参議院建設委員会3号（1987年5月14日）議事録を参照した。http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=26391&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=6&DOC_ID=3305&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=3&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=26700（最終閲覧日：2009年11月11日）
- (8) 衆議院建設委員会の審議については、第108回衆議院建設委員会5号（1987年5月22日）議事録を参

- 照した。http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=26391&SAVED_RID=2&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=6&DOC_ID=3448&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=27624 (最終閲覧日: 2009年11月11日)
- (9) 前田豪・緒川弘孝「日本と欧米諸国における休暇旅行の比較と今後の展開」『レジャー産業資料』30巻3号(1997年3月)、112頁。
 - (10) 例えば、フランスでは1936年に人民戦線内閣が全工場労働者に2週間の有給休暇を保証する有給休暇法を制定したことで、労働者階級にもバカンスの習慣が広まり、国内のリゾート開発を促した。
 - (11) 伊藤喜栄「リゾート開発の夢と破綻—リゾート法に対する大いなる錯覚—」『平和経済』369号(1992年8月)、30~31頁。
 - (12) 室谷、前掲論文、19頁。
 - (13) 渡辺貴介ほか「〈座談会〉リゾート法施行後10年の歩みと今後の展望」『レジャー産業資料』31巻3号(1998年3月)、69頁。
 - (14) 大八木智一「開発事業者の立場からみたリゾート開発とリゾート法」『自由と正義』42巻4号(1991年4月)、21頁。
 - (15) 佐藤、前掲書、3頁。
 - (16) 「福祉の21世紀・日本を地域から築こう(草案) 一第12回統一自治体選挙政策総論」『月刊社会党』420号(1990年10月)、71~72頁。
 - (17) 政策評価共同調査班「〔事例研究〕リゾート法と国会審議」『立法と調査』別冊(1999年3月)、50頁。
 - (18) 千葉肇「リゾートマンション林立—新潟県湯沢町」『自由と正義』42巻4号(1991年4月)、48~51頁。
 - (19) 三木健「沖縄のリゾート開発—本土企業の土地買収と新たな動向—」『自由と正義』42巻4号(1991年4月)、65頁。
 - (20) 斎藤貢一「リゾート法再考」『立法と調査』182号(1994年6月)、20頁。
 - (21) 「第3セクター`火の車、『シーガイア』倒産の次に来るもの—地域振興というリゾート法に飛びついた自治体の蹉跌」『月刊官界』27巻4号(2001年4月)、206頁。
 - (22) 小谷・十代田、前掲論文、927・930頁。
 - (23) 山下弘文「総合保養地域整備法(リゾート法)の問題点」『月刊総評』365号(1988年5月)、43~45頁。
 - (24) 宮本憲一ほか「貧困なる精神<ワイド版> 日本環境報告<下> リゾート法を考える」『朝日ジャーナル』31巻51号(1989年11月24日)、50頁。
 - (25) 山下、前掲論文、45頁。なお、野崎島の自然学塾は現在も存続している。<http://www7.ocn.ne.jp/~umihotal/nozaki.htm> (最終閲覧日: 2009年11月12日)
 - (26) 宮本ほか前掲、50頁。
 - (27) 吉見俊哉『シリーズ日本近現代史⑨ ポスト戦後社会』岩波新書、2009年、147頁。
 - (28) 林隆広「湯布院町の開発動向の実態と住民意識の関連」http://media.arch.kyushu-u.ac.jp/Download/papers/H15_B_hayashi.pdf (最終閲覧日: 2009年11月11日)
 - (29) 猪爪範子「地域づくりとリゾート整備 農山漁村における内発的観光開発の成果と課題」『レジャー産業資料』30巻3号(1997年3月)、65頁。
 - (30) 中谷健太郎「開発の実態とその対応—湯布院」『ジュリスト』973号(1991年2月15日) 参照。
 - (31) 昇秀樹「リゾートと『美しい国土』の形成(二)」『自治研究』65巻5号(1989年5月)、56~59頁。
 - (32) 藤原信ほか「自治体政策研究第22回全国集会 シンポジウム 環境と福祉」『月刊社会党』420号(1990年10月)、43~44頁。八木健三「北海道におけるリゾート開発—その現状と問題点—」『自由と正義』42巻4号(1991年4月)、75頁。